

マイナンバーカード及び電子証明書 利用のご案内

1 マイナンバーカードの利用

- ① マイナンバーカードは、マイナンバー（個人番号）の提示が必要な行政手続等のほか、様々な場面で、顔写真付きの本人確認書類として広くご活用できます。
- ② マイナンバーカードの裏面に記載されている個人番号は重要な個人情報ですので、マイナンバー（個人番号）の提示が必要な行政手続等の場面に限り提示するようにしてください。

2 電子証明書の利用

- ① マイナンバーカードのICチップの中に電子証明書（「署名用電子証明書」及び「利用者証明用電子証明書」）を入れることができます。
 - ・ 署名用電子証明書は、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します（例 e-Tax 等の税の電子申請など）。パスワードは6～16桁の英数字です。
 - ・ 利用者証明用電子証明書は、医療機関受診時や、マイナポータルへのログイン、コンビニでの証明書交付などに利用します。パスワードは4桁の数字です。
- ② これらの電子証明書はスマートフォンやパソコンにつないだICカードリーダーにカードをかざして読み取ることが可能です。

マイナンバーカードに対応したスマートフォンはこちら

<https://www.jpki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf>



※ご自宅のパソコンから利用する際には、ICカードリーダーや「利用者クライアントソフト」等が必要になります。ご利用方法は、公的個人認証サービスポータルサイト（<https://www.jpki.go.jp/>）をご確認ください。

- ③ マイナンバーカードのICチップに搭載されている署名用電子証明書を使って、お持ちのスマートフォンに電子証明書を搭載することができます。スマートフォン用の電子証明書はマイナポータル（<https://myna.go.jp/>）から発行が可能です（※）。

※市区町村窓口では発行できません。また、現在はAndroidスマートフォンのみ対応しています。

3 暗証番号の取扱い

- ① マイナンバーカードに設定した暗証番号は他人に知られないように十分注意してください。市区町村の窓口で配布された用紙等に記録し、大切に保管してください。
- ② 暗証番号については、マイナポータルにおいて変更することが可能です。詳しいやり方はこちらを参照してください。

（パソコンを使用する場合）

<https://img.myna.go.jp/manual/03-09/0145.html>



（スマートフォンを使用する場合）

<https://img.myna.go.jp/manual/03-09/0146.html>



- ③ 署名用電子証明書の場合5回、利用者証明用電子証明書の場合3回、暗証番号を連続して誤ると電子証明書が利用できなくなりますので、注意して下さい。ロックの解除は住民票のある市区町村の窓口で申請する必要があります。署名用電子証明書の暗証番号については、コンビニのキオスク端末で暗証番号の初期化を行うことが可能です。ただし、この場合、利用者証明用電子証明書の暗証番号が必要となりますのでご注意ください。

4 引越等に伴う手続

- ① 引越や婚姻等により、氏名、住所等の券面記載事項に変更が生じた場合、転入届や婚姻届等の提出に併せて、マイナンバーカードを市区町村の窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等をカードの追記欄に記載します。また、署名用電子証明書はこれらの記載事項に変更が生じると自動的に失効しますので、窓口において新しい署名用電子証明書の発行手続を行ってください。なお、利用者証明用電子証明書は、引越や婚姻等によっても失効しません。
- ② 引越の際に、転入届を提出してからカードの情報を変更せずに90日が経過した場合、カードが失効しますのでご注意ください。また、引越の際、転出届を提出してから転入先に転入届を行わず、転出予定日から30日を経過した場合又は転入日から14日以上経過してから転入届をした場合にも、カードが失効します。

5 マイナンバーカード・電子証明書の有効期間

- ① マイナンバーカードの有効期間は、18歳以上の方は発行日後10回目の誕生日まで、18歳未満の方は発行日後5回目の誕生日までとなります。
- ② 電子証明書の有効期間は、発行日後5回目の誕生日まで又はマイナンバーカードの有効期間までとなります。なお、有効期間についてはカードのおもて面に記載する欄がありますので、お忘れにならないようにご自身でご記入いただくか市区町村の職員に記入をご依頼ください。
- ③ マイナンバーカード・電子証明書は、有効期間の満了の3ヶ月前となる日の翌日より更新を行うことができます。マイナンバーカードや電子証明書が有効期間切れによって失効すると、医療機関の受診時等にマイナンバーカードを利用できなくなります。有効期間が切れる前に更新の手続を行ってください。電子証明書の更新は、住民票のある市区町村の窓口又は市区町村から指定された郵便局へ来庁する必要があります。

6 マイナンバーカード紛失等の場合の対応

① マイナンバーカードを無くした場合には、直ちに以下の電話番号（紛失等の場合には365日24時間対応）に連絡し、マイナンバーカードの電子証明書等の機能の一時停止を行って下さい。併せて住民票のある市区町村の窓口で紛失等の届出を行って下さい。

・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178

なお、マイナンバーカード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、住民票のある市区町村の窓口で一時停止の解除を行えます。

② マイナンバーカードを紛失等し、または著しく損傷した結果、カードの再交付を希望する場合には、原則、住民票のある市区町村の窓口で再交付の申請を行っていただく必要があります。その際、紛失の場合は警察署等から出される紛失届（遺失届受理番号が記載されているもの）を、焼失の場合は消防署等から出される罹災届をお持ちください。また、著しく損傷したマイナンバーカードについては、窓口までお持ちください。なお、紛失等に伴う再交付の際には、原則手数料が掛かります。

7 マイナンバーカードの取扱い上の注意事項

① 熱によるカードの変形やカードに内蔵されている電子部品が故障する場合がありますので、以下のとおり高温や物理的な力に注意してください。

- ・自動車の中や暖房器具の近くなど高温下での保管や放置をしないこと
- ・洗濯機、乾燥機に入れたり、衣類に入れたままアイロンをかけないこと
- ・カードを落とす、読み取り装置に押しつけて曲げる、カードの上に物を落とす、突起物や金属などの硬いもので傷つけるなどにより衝撃を加えないこと
- ・ICチップ部分に対し、指で触れる、汚す、押す、曲げる、鞆や手提げの中で硬貨・ペンなどと一緒にするなどにより衝撃等を加えないこと
- ・カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れた状態で座ったりしてICチップ部分に局所的な荷重をかけないこと

② カードの顔写真が剥がれるなど券面情報が損なわれることがありますので、以下のとおり薬品や液体等に注意してください。

- ・化粧品の一部（除光液、マニキュア、ハンドクリームなど）、スプレーの一部（可燃性表示のあるもの）、ガソリン、灯油、ライターオイル、エンジンオイル、殺菌用アルコール、筆記の修正液など、薬品や液体で濡らさないこと
- ・水に濡れた状態で使用しないこと
- ・塩化ビニール製品（パスケース等）に直接触れさせないこと

③ カードの裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失する場合がありますので、以下のとおり強い磁気に注意してください。

- ・テレビ、スピーカー、冷蔵庫、携帯電話、マグネット付きのハンドバッグ・財布・スマ

ートフォンケース、磁気ネックレスなど、強い磁気を発するものに近づけないこと

④ ①～③に注意していなかった場合、ICチップや磁気ストライプ等の不具合に伴うカードの再交付には手数料が必要となります。

8 マイナンバーカード再交付に係る手数料

マイナンバーカードの再交付には、原則以下の手数料が必要となります。

・マイナンバーカードのみの再交付の場合 800円

・マイナンバーカードの再交付と同時に電子証明書の発行も行う場合 1,000円

ただし、マイナンバーカードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は当該マイナンバーカードの機能が損なわれた場合の再交付であって、市区町村若しくは機構に誤りがあった場合又は天災その他本人の責めによらない場合には、無料となります。

9 顔認証マイナンバーカード

暗証番号の設定を不要とし、カードに搭載された利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定した「顔認証マイナンバーカード」を希望された場合、このカードは、暗証番号がロックされているため、マイポータルや各種証明書のコンビニ交付など暗証番号が必要なサービスでは利用できません。

カードに記録されている顔写真を用いて顔認証又は目視による確実な本人確認を行った上で、オンライン資格確認ができ、医療機関・薬局を受診等することができます。

10 その他

以上のほか、マイナンバーカード及び電子証明書の利用に関する情報については、以下のサイトをご参照ください。

- ・総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード
https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/
- ・地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>
- ・公的個人認証サービスポータルサイト <http://www.jpki.go.jp/>

問い合わせ先（平日午前9時から午後5時15分まで）
和泉市役所市民生活部市民室
TEL 0725-99-8117（直通）

コンビニエンスストアでの住民票等交付サービス利用方法

和泉市では住民票等のコンビニ交付サービスを始めています。マイナンバーカードを利用した住民票等のコンビニ交付サービスの利用方法を以下にご案内します。

コンビニ交付サービスを利用できる方は、和泉市に住民登録があり、マイナンバーカード(利用者証明用電子証明を搭載したもの)をお持ちの方で、印鑑登録証明書については印鑑登録をしている方、戸籍謄抄本及び附票については、住民登録および本籍地が両方**和泉市**の方に限ります。 ※他市本籍地の方は、本籍地のある市区町村にお問い合わせください。

なお、証明書の取得には、コンビニエンスストアにマイナンバーカードを持参し、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4ケタ)の入力が必須です。

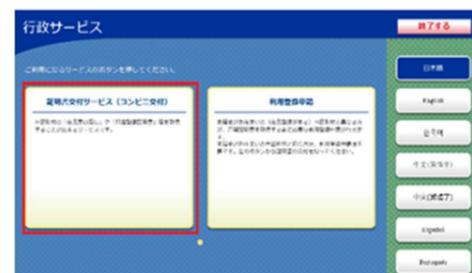
全国にあるセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンリテール(イオン・イオンスタイル)、ココカラファインに設置されているマルチコピー機(キオスク端末)の画面に表示されている「行政サービス」ボタンを押していただきますと、利用開始となります。

(マルチコピー機の機種・形式、操作方法は店舗によって異なります。)



その後、ご利用上の同意事項が表示されますので、「同意する」を選択して進んでいただきますと、各種証明書を取得することが出来ます。

【住民票の写しを取得する場合の例】



①メニュー選択

証明書交付サービスを選択します。

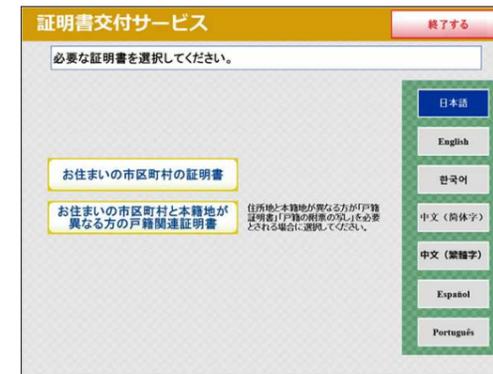
※マルチコピー機により画面表示が異なります。



②マイナンバーカードの読み取り

マルチコピー機の所定の場所にあるカード置場に、マイナンバーカードを置きます。

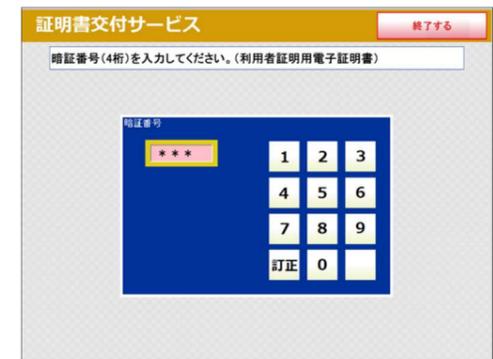
マイナンバーカードがコンビニ交付で利用可能かどうか確認を行います。



③証明書交付市区町村の選択

証明書を交付する市区町村を選択します。

今回の例では、「お住まいの市区町村の証明書」を選択します。



④暗証番号の入力

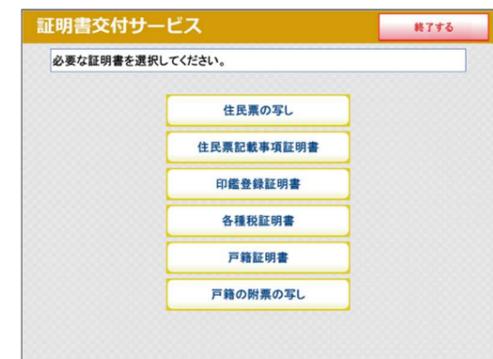
マイナンバーカードの交付時に設定した暗証番号(数字4ケタ)を入力し、本人確認を行います。



⑤カードの取り外し

マイナンバーカードを取り外します。

(この操作以降、マイナンバーカードは使いませんので、お忘れにならないよう、各自で保管してください。)



⑥証明書の種別選択

お住まいの市区町村で取得可能な証明書の一覧が表示されますので、お取りになりたい証明書を選択します。今回の例では、「住民票の写し」を選択します。

証明書交付サービス 終了する

交付種別を選択してください。

⑦交付種別入力

証明書の交付種別を選択します。

証明書交付サービス 終了する

証明書の記載項目を選択して「確定する」ボタンを押してください。

世帯主・続柄の記載 有 無
 本籍地・筆頭者の記載 有 無
 マイナンバーの記載 有 無

⑧記載事項選択

証明書に記載する項目の有無を選択します。

証明書交付サービス 終了する

必要な部数を入力し、「確定する」ボタンを押してください。

部数 (最大 10 部)

1	2	3
4	5	6
7	8	9
訂正	0	

⑨部数選択

証明書の必要部数を入力します。

証明書交付サービス 終了する

発行内容を確認して「確定する」ボタンを押してください。訂正を行う場合は「前画面へ」ボタンを押してください。

世帯主・続柄の記載	有	無	本籍地・筆頭者の記載	有	無	マイナンバーの記載	有	無
証明書の発行	有	無	必要部数	1部	印刷部	2部	印刷部	2部
印刷部数	証明書1部につき							
印刷部数								
印刷部数								
印刷部数								

⑩発行内容確認

これまで入力した内容の最終確認を行います。
訂正が必要な場合は、該当項目の入力画面又は選択画面まで戻って訂正することができます。



⑪料金支払い

必要部数分の証明書の交付手数料をコインベンダ(お金の投入口)に入金します。
おつりの取り忘れがないようご確認ください。
※マルチコピー機により画面表示が異なります。



⑫証明書印刷

証明書が必要部数分印刷されます。
※マルチコピー機により画面表示が異なります。



⑬取り忘れ確認

証明書をお取りください。
証明書の印刷が終了すると、取り忘れ防止用の音声案内が流れ続けます。
証明書をお取りいただいた後に、音声停止用ボタンを押してください。



⑭領収書発行

領収書が出ますので、お取りください。

以上で終了となります。

これらの操作にコンビニエンスストアの店員は関わりませんが、紙詰まりが起こったり、用紙の補充が必要な場合は店員にお尋ねください。

※このチラシに関するお問い合わせは、和泉市役所市民室(☎0725-99-8117)まで。

● ● ● 公的個人認証サービス ● ● ●

電子申請・申告スタートアップガイド

ステップ1 用意しましょう



インターネット接続されたパソコン



電子証明書付マイナンバーカード

※ マイナンバーカードは、住民票のある市区町村窓口で発行されます。マイナンバーカードには、2種類の証明書（署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書）が搭載可能です。用途に合わせ窓口にて申請願います。



ICカードリーダーライター

※ 家電量販店や各メーカーのホームページ等で購入できます。

ステップ2 動作環境を確認しましょう

公的個人認証サービスの電子証明書を利用した電子申請・申告等を行うときには以下の環境を満たす必要があります。

	Windows 環境	Mac OS 環境
OS	Microsoft Windows 11 Microsoft Windows 10(32bit / 64bit) Microsoft Windows 8.1(32bit / 64bit)	Mac OS 11.3.1 Big Sur Mac OS 10.15.7 Catalina



申請先機関ごとに追加のソフトウェアやJRE（Java実行環境）が必要になる場合があります。OS等の推奨環境が異なることもありますので、電子申請を行う前に必ず各機関のホームページ等を確認してください。

ステップ3 ICカードリーダーライターを設定しましょう

ICカードリーダーライターの購入*

ICカードリーダーライターは、カードに記録された情報を読むための機械です。

*：マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライターは、各市区町村窓口や下記ホームページから御確認をお願いいたします。
 （公的個人認証サービス ポータルサイト：https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html）

ICカードリーダーライタードライバソフトのインストールとパソコンへの接続

インストールCD等が付属している場合

インストールCD等が付属していない場合

※ドライバのインストールが終わるまでICカードリーダーライターは接続しないでください。

①ドライバソフトのインストール
 説明書に従ってドライバソフトをインストールします。

②パソコンへの接続
 ICカードリーダーライターをパソコンに接続します。接続するときは、パソコン本体のUSB差込口に差込むようにします。

①パソコンへの接続
 ICカードリーダーライターをパソコンに接続します。接続するときは、パソコン本体のUSB差込口に差込むようにします。

②ドライバソフトの自動インストール
 ドライバソフトのインストールが自動的に開始します。画面に従って進めてください。



自動インストールは時間がかかる場合があります。インストールが終わるまでリーダーライターを抜かないように注意してください。

ステップ4 公的個人認証サービス利用者クライアントソフトを設定しましょう

ソフトのダウンロード

- ① 公的個人認証サービスポータルサイトにアクセスします。
<https://www.jpki.go.jp>
- ② 「利用者クライアントソフトのダウンロード」をクリックします。
- ③ 御利用のパソコン環境に合ったクライアントソフトをダウンロードしてください。



インストール

ダウンロードした「JPKIAppli03-04.exe (Windows10)」又は「JPKIMac_03-05-01-00.dmg (Mac)」をダブルクリックし、画面に従ってインストールを行ってください。

ステップ5 電子申請・申告をしましょう



ここからの手順は申請・申告先の各機関によって異なります。
詳細はそれぞれの機関にお問合せください。

e-Tax
(国税電子申告・納税システム)



<https://www.e-tax.nta.go.jp>

自動車保有関係手続



<https://www.oss.mlit.go.jp>

マイナポータル



<https://myna.go.jp>

住民票の写し等の交付請求



御利用できる行政手続等の御案内ページ
https://www.jpki.go.jp/jpkiguide/admin_proce/index.html

困った時は・・・

Q. 電子証明書のパスワードを変更したいのですが。

A. 【スタートメニュー】→【公的個人認証サービス】→【パスワード変更】で設定可能です。
マイナンバーカードの署名用パスワードは以下の半角文字を6文字から16文字まで、かつ、数字とアルファベットの混在が必須です。
(ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ0123456789)
マイナンバーカードの利用者証明用パスワード、券面事項入力補助用パスワード及び個人番号カード用パスワードは半角数字4桁です。

Q. 電子証明書のパスワードにロックがかかっているのですが。

A. 署名用パスワードは5回、その他のパスワードは3回連続して入力を誤るとロックがかかります。電子証明書の提供を受けた市区町村窓口でパスワード初期化の申請を行ってください。

Q. 「ICカードを認識できませんでした」というエラーが出るのですが。

A. ・ ICカードリーダーのドライバインストール状況
・ 利用者クライアントソフトのICカードリーダー設定
・ 利用者クライアントソフトの再インストール又はアップデートを確認し、改善されない場合は、ICカードリーダーメーカーへお問合せください。

Q. 利用者クライアントソフトのICカード設定が「自動検出する」になっていますが、自分の証明書を表示させると「ICカードに接続できませんでした」などのエラーが表示されるのですが。(Windows環境)

A. 【スタートメニュー】→【公的個人認証サービス】→【ICカードリーダー設定】で手動設定してください。

≫ 公的個人認証サービスポータルサイト <https://www.jpki.go.jp>

公的個人

検索

接続確認 (Windows環境)

※Mac OS 環境は「システムプロファイラ」等から御確認ください。

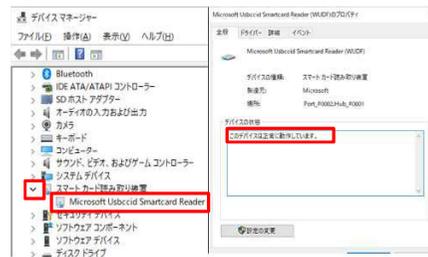
ICカードリーダーが正しくパソコンに接続されたかを確認します。
※ここでは、Windows 10のデバイスマネージャを例に挙げ説明をします。

① 【スタートボタン】(右クリック) → 【デバイスマネージャ】 → 【続行】

② デバイスマネージャの画面に、以下いずれかの表示がされます。

- ・ お使いのICカードリーダー名 例) 「FeliCa Port」
- ・ 「スマートカード読み取り装置」

③ 左の「v」をクリックすると、ICカードリーダーの型番が表示されますのでダブルクリックします。



④ プロパティ画面で「このデバイスは正常に動作しています。」と表示されていることを確認します。

動作確認 (Windows環境)

※Mac OS 環境はこちらを御覧ください (https://www.jpki.go.jp/download/howto_mac/certificate_p03.html)

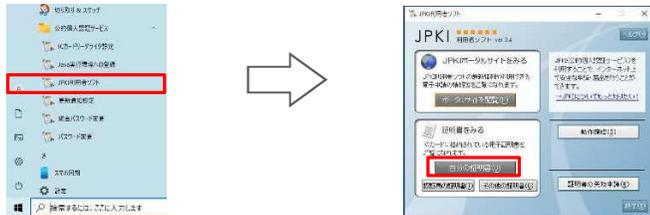
ICカードリーダーを使用して自分の証明書を確認します。

① ICカードリーダーにマイナンバーカードをセットします。

② 【スタート】 → 【公的個人認証サービス】 → 【JKPI利用者ソフト】
→ 【自分の証明書】

③ パスワード入力が求められますので、**電子証明書の取得時に設定したパスワード**を入力してください。

④ 基本情報画面が表示され、【有効性確認】をクリックすると有効性確認結果が表示されます。



- ・ 【スタート】 → 【公的個人認証サービス】 → 【パスワード変更】 から電子証明書パスワードの変更が可能です。
- ・ 署名用パスワードは5回連続で、利用者証明用パスワードは3回連続で間違えるとロックされますので御注意ください。
- ・ ロックした場合は市区町村窓口にてパスワード初期化を申請してください。